

平成19年度包括外部監査報告書 長野県包括外部監査人 中地宏氏（抜粋）
（平成20年3月13日）

第1部 県立の大学の経営管理

（略）

第7章 監査の結果に添えて提出する提言

5. 短期大学の評価と課題

（2）四大制への移行における論点

ア 四大制について

短期大学では、時代の流れに乗っていくために、管理栄養士の養成を軸とした四大化を検討している。

現在、生活科学科の「健康栄養専攻」で取得可能な栄養士資格について、その上位資格である管理栄養士資格のニーズが高まっていることを考慮したものである。短期大学の卒業生は、栄養士として3年間の実務経験を積むことによって初めて管理栄養士国家試験の受験資格を得ることが出来る。一方、四年制の養成課程がある大学及び専門学校で履修すれば、実務経験がなくても管理栄養士国家試験の受験資格を得られる。そのため、栄養士資格の取得を希望する学生は最初から、四年制の管理栄養士養成課程がある大学や専門学校を志望する傾向がある。短期大学では管理栄養士養成課程を設置しなければ「健康栄養専攻」の志望者は将来、激減するだろうという見通しを立てている。

イ 地方独立行政法人化及び建物の大規模修繕との関係

短期大学及び付属幼稚園の建物は現在、老朽化が進んでいる上、耐震化、バリアフリー及びセキュリティ対応のいずれも不十分であり、早急に改善を図る必要がある。

この問題は四大制化への計画を進めるにあたって慎重に検討する必要がある。

一方、短期大学は「6. 地方独立行政法人へ移行する場合の要検討事項」で述べるように、地方独立行政法人への移行についても方針を固める必要性に迫られている。四大制化と地方独立行政法人化の関係を考えると、地方独立行政法人化した後で四大制化を決定すると、定款や中期目標、中期計画などを全て作り直して新たに県議会の承認を受ける必要が生じる。これらにかかる事務作業は膨大であることから、地方独立行政法人化と四大制化については併せて検討することが、事務作業の効率化につながると考えられる。

したがって、四大制化の問題は、地方独立行政法人化及び建物の大規模修繕に大きな影響を及ぼすため、両者とリンクさせて検討することが望ましいと考える。

ウ 予算において考慮すべきこと

短期大学の四大制化、地方独立行政法人化及び建物の大規模修繕にはいずれも、相応の予算措置が必要であり、その予算をどこから捻出するかが問題である。

国から県へ配分される地方交付税の額の算定に用いられる「基準財政需要額」には、公立大学及び短期大学の運営費用も含まれている。ただしこれは日々の行政運営に必要な経費である一般的な財政需要に対する財源不足額の見合いとして交付されるものであり、地方交付税額の94%を占める普通交付税には、投資的経費に対する措置は含まれていない。投資的経費に対する地方交付税措置として「地域活性化事業債」があり、対象事業として認められれば地域活性化事業債の元利償還金の30%相当額が、普通交付税算定の際の基準財政需要額に含められることとなる。

一方、県債の発行については県行財政改革プランにおける23年度までの財政見通しにおいて、発行額を19年度の926億円に対し23年度は893億円まで引き下げる計画を立てている。

エ 短期大学の四大制への移行における提言

最近の時代の流れをふまえると、短期大学のまま存続するということは廃学への道を歩むことになりかねない。したがって、管理栄養士の養成を軸とした四年制大学への移行を検討していくことが望まれる。予算との兼ね合いから、最初は小規模でも前進することができれば次第に順調な成長への足取りをたどることができるだろう。

また、「3. 県の担当部局について」で述べたとおり、現在県教育委員会事務局が短期大学の事務を補助執行しているが、短期大学の四大制化は将来へ向けた大きな課題であり、教育委員会の権限だけでは決定できないことが多い。したがって補助執行している立場の県教育委員会事務局が企画・調整するのは無理があると考えられる。

6. 地方独立行政法人へ移行する場合の要検討事項

(2) 法人化によって得られる効果

大学は適時に必要な人材を採用・配置し、県が定めた目標に対して大学が策定した中期計画に沿って運営するため、自主性の向上が期待できる。県が用途を特定しない渡しきりの運営交付金を大学に交付することとなるため、柔軟かつ効率的な予算の執行が出来るようになる。また企業会計の導入による正確な現状分析を経営に反映すると同時に、経営内容の開示や県民への説明責任の遂行などから、効率性や透明性の向上が期待できる。さらに、寄付金の受入等、自主財源の獲得が容易になる。

(3) 法人化の論点

ア 法人化の課題

法人化によって上記の効果が得られる一方で、設立時に運営に関する諸規程やシステムの整備及び経費等新たなコストの発生が見込まれる。また、事務負担量が膨大に増えるため、職員数を増やす必要がある。また経営マネジメントの確立が求められることから、法人経営に精通した人材の外部からの登用や教職員の意識改革及び研修が必要となる。

イ 運営組織

「(1) 制度の概要」で述べたとおり、地方独立行政法人の具体的な組織運営等は地方公

共同体の裁量にゆだねられており、弾力的な制度設計が可能となっている。県には看護大学と短期大学があり、いずれも公立大学法人へ移行することを前提とすると、一法人一大学を2つ設立するか、一法人二大学を設立するか、県側で選択可能である。

看護大学と短期大学は立地が離れていること、また県の担当部局が異なり大学間での情報の共有化は乏しいことから、一法人二大学は現在、全く検討されていない。しかしそれぞれ異なったメリット・デメリットがあるため、どちらの運営形態を選ぶか、慎重な判断が必要である。県の状況や入学希望者、在学生、同窓生、教職員など関係者の意見を踏まえて決定することが望ましい。

(ア) 一大学一法人を2つ設立する場合のメリット・デメリット

メリットとしては、大学としての独立性、独自性を保つことが出来ること、また法人・大学としての意思決定が容易であることが挙げられる。一方デメリットとしては、二大学を通じた予算の弾力的な活用や予算配分のシフトが出来ないこと、また両大学の情報の共有化や人事交流等が困難であることが挙げられる。

(イ) 一法人二大学を設立する場合のメリット・デメリット

メリットとしては、二大学を通じた予算の弾力的な活用や予算配分のシフトが出来ること、県立大学として一体となった総合的かつ効率的な大学運営が期待できること及び県側の評価にかかる事務や県議会への報告等が一法人分で済むため、事務を効率化できること、などが挙げられる。一方、デメリットとしては、法人と大学の意思決定が乖離し、経営効率が教育・研究に優先しがちとなること、2つの大学のカラーの違いや物理的な距離の遠さによる内部の調整の難しさなどが挙げられる。さらに、理事長が学長を兼ねる場合、どちらの大学の学長が理事長になるかという課題や、一法人二大学となると規模の大きさから法定監査の対象となる可能性が高いため、監査報酬等のコスト負担や事務負担の増大などがある。

ウ 出資資産の範囲

公立大学法人の設立に当たり、県から法人へ資産を出資することとなる。大学はその後、県からの運営交付金及び外部資金等から大学運営にかかる経費を捻出する。したがって県から大学へ出資される資産の範囲については、法人化後において大学が無理のない形で運営できるよう、慎重に検討する必要がある。例えば看護大学の屋内温水プールは燃料として灯油が使われている。昨今の原油価格の高騰に伴う燃料費の増大するリスクは、温水プールの維持管理の上で検討すべき項目である。温水プールは現在、社会福祉法人長野県社会福祉事業団が「障害者スポーツ支援センター駒ヶ根」として、障害者スポーツの場を提供するために、一週間のうち約3日に相当する時間を使用することを許可しているほか、学生の福利厚生施設や水中運動の研究用に使用されており、授業で使用されることはほとんどない。

温水プールの使用頻度は高く、運営及び維持管理には多額の費用が想定される一方で、大学の授業ではほとんど使用されていないという点を考慮すると、法人化に当たって温水プールを出資資産に含めるかどうか、大学運営の持続可能性に照らして判断する必要がある。

エ 短期大学付属幼稚園のあり方

短期大学には付属幼稚園があり、幼児教育学科の学生の教育実習の受け入れを行っている。しかし学校教育法第101条の2の規定により、公立大学法人は大学以外の学校を設置することが認められていない。そのため、法人化に伴い付属幼稚園をどう取り扱うか問題となる。

方法としては、県立幼稚園への移行、民間への売却あるいは廃園などが挙げられる。

また、内閣府構造改革特区計画を利用した幼稚園および保育園の一元化という可能性もある。付属幼稚園は昭和40年4月に設置され、これまで一定の教育効果を挙げている。したがって付属幼稚園の意義について検討の上、その取扱いを決定する必要がある。

(4) 法人化へ向けた提言

県では、総務部行政改革推進課の作成した「行財政改革工程表」に基づき、19年度より地方独立行政法人化検討委員会（仮称）が設置され、法人化へ向けた具体的検討を始める予定である。

法人化によって大学運営の自由度は増すが、その反面大学自体の責任、事務負担及びコストが増加することは避けられない。事務やコストの増加をカバーできるだけの法人組織を整備することが、法人化を成功させる上で不可欠である。そのため、検討委員会では大学の現場の状況をよくヒアリングし、特に短期大学は四大制化の問題と連携させて検討することが必要であろう。

また、法人化の制度設計の方法いかんで必要な予算の額は大きく変わる。したがって「(3) 法人化の論点 イ 運営組織」で述べたように、制度設計の選択肢ごとに予算を見積り、それぞれのメリット・デメリットをよく勘案してから法人化の方向性を判断することが必要である。